

# 第18編 農 道 編

## 第1章 道 路

### 第1節 適 用

農道工事における道路の施工にあたっては、第10編第1章道路改良の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書および下記の基準類、第10編道路編に掲げる適用すべき諸基準によらなければならない。また、この諸基準は、最新版を適用するものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員に確認をもとめなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 (平成17年3月)

## 第2章 舗 装

### 第1節 適 用

農道工事における舗装の施工にあたっては、第10編第2章舗装の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

本節は、本編第1章第2節適用すべき諸基準の規定によるものとする。

## 第3章 橋 梁 下 部

### 第1節 適 用

農道工事における橋梁下部の施工にあたっては、第10編第3章橋梁下部の規定によるものとする。

## 第4章 鋼 橋 上 部

### 第1節 適 用

農道工事における鋼橋上部の施工にあたっては、第10編第4章鋼橋上部の規定によるものとする。

## 第5章 コンクリート橋上部

### 第1節 適 用

農道工事におけるコンクリート橋上部の施工にあたっては、本章は、第10編第5章コンクリート橋上部の規定によるものとする。

## 第6章 トンネル

### 第1節 適用

農道工事におけるトンネルの施工にあたっては、第10編第6章トンネル（NATM）の規定によるものとする。